

「大崎事件」最高裁判所の再審請求棄却に対する会長声明

最高裁判所第一小法廷は、本年6月25日、「大崎事件」第3次再審請求において、検察官の特別抗告に理由がないとしつつ、再審開始決定をなした鹿児島地方裁判所決定及びこれを維持した福岡高等裁判所宮崎支部決定をいずれも著しく正義に反するとして職権で取り消し、さらに自ら再審請求を棄却する決定をした。

当会は、2018年（平成30年）3月29日、検察官の特別抗告を著しく正義に反するとの会長声明を発出した。今般、最高裁判所が裁判官全員一致で再審請求棄却の判断をしたことは、過去に3つの裁判合議体が再審開始を判断した大崎事件について再審の扉を閉ざそうとするがごときであり、まことに残念である。

最高裁判所は、確定審法医学鑑定が死因を推認させるほどの証明力を有するものではないとしており、有罪認定の核心は各自白と目撃供述との認識を示した。そして、新証拠の供述心理鑑定を供述の信用性を減殺する証拠ではないとし、新証拠の写真による法医学鑑定を証明力に限界があるとし、供述の信用性判断にあたって知的能力や供述の変遷に目を配るといいつつも各自白と目撃供述が相互に支え合っており信用性は相応に強固と評価した。

しかしながら、各自白と目撃供述の信用性に疑義があることは、3次にわたる再審請求の中で慎重かつ詳細に検討されてきた。その結果が、3つの裁判合議体による再審開始の判断であった。今般の最高裁判所の決定には、知的能力や供述の変遷による信用性減殺を慎重かつ詳細に検討した形跡が見られず、無辜の救済を担う司法の最高府の判断として甚だ不十分である。最高裁判所は、検察官の特別抗告を棄却して、再審開始を確定した上で、再審公判において信用性判断をさせるべきであった。

また、最高裁判所は、再審開始を判断した鹿児島地方裁判所決定及び福岡高等裁判所宮崎支部決定を取り消さなければ著しく正義に反するとする。当会は、92歳と高齢の請求人の再審請求を認めないことが正義であるとの判断に断じて与することはできない。

さらに、最高裁判所は、刑訴法434条、426条2項により自ら再審請求棄却を判断したが、刑訴法426条2項が職権破棄の場合を射程としていない疑義があり、最高裁判所において事実取調べをしないまま判断を請求人に不利益に変更した点が適正手続といえるか疑問なしとしない。

かように今般の最高裁判所の決定は、問題を含むものである。これにより、請求人の再審請求の扉が閉ざされることがあってはならない。

当会は、不屈の精神と気高き尊厳を体現する請求人に敬意を表するとともに、請求人に対して一刻も早く無罪が宣告されることを願う。そして、最高裁判所に対しては、人権擁護を最も崇高な理想としてヒューマニズムを感受できる存在となることを望む。

2019年（令和元年）7月5日

佐賀県弁護士会

会長 奥田律雄